

平成30年第8回農業委員会総会議事録

1 開 会 日 時 平成30年8月24日（金）午前10時00分

2 閉 会 日 時 平成30年8月24日（金）午前10時20分

3 場 所 小国町役場4階 委員会会議室

4 出席した委員	1 番 大 谷 健 人	5 番 安 部 茂
	2 番 小 嶋 剛	6 番 伊 藤 実 千 昌
	3 番 舟 山 秋 子	7 番 横 山 信 一
	4 番 川 崎 吉 巳	

5 出席した職員 事 務 局 長 齋 藤 勉
事務局次長 渡 辺 久 光
農地調整係長 舟 山 友 樹
書 記 舟 山 健 太

6 付 議 案 件

議第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権移転)

議第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について
(所有権移転)

そ の 他 農地法第 3 条第 1 項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議 長 本日の出席委員は7名です。定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたします。

ただいまから平成30年第8回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程は、配布のとおりでございます。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議無しの声)

議 長 異議無いようでございますので、会期は本日1日限りといたします。

それでは、日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、3番委員、4番委員の両名をお願いいたします。

議 長 それでは、議第20号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程いたします。

議第20号番号1から3について事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しております。調査委員から報告をお願いします。番号1、番号2について4番委員からお願いします。

4番委員 私から報告させていただきます。1番については譲渡人側の■■■■■さん、2番の方も■■■さんですけども、■■■■■さんというのが、3年ほど前に無くなった■■■■■さんの弟さんで弟さんに名義を変えていたということです。今は■■■に住んでいます。■■■さんとは電話で、一昨日の夜確認させていただきました。■■■■■さんとは、昨日確認してまいりました。この土地については■■■■■氏が今も実際使用している土地であって、■■■さんは使う予定が無いということで、■■■■■氏に譲りたいということで、申請がありました。

2番については、■■■■■■■さんに■■■さんが譲渡したいということですが、この土地も実際は■■■■■氏が今耕作しています。■■■氏と■■■■■さんが相対で貸し借りを結んでしている土地であります。実際この土地は、田んぼではあっても転作としてそばを蒔いている土地でありました。土地の状況としても綺麗に管理されていましたが、今日の朝急でしたけど■■■■■さんとも■■■さんと昨日確認しましたが、■■■■■さんの方も間違いはないですかということで、現地を今朝見て確認してまいりました。

1 番、2 番ともいずれも問題ないものと判断しましたので、報告させていただきます。

議 長 続いて、番号 3 について 6 番委員からお願いします。

6 番委員 この度申請のありました、農地法 3 条による許可申請につきまして、8 月の 21 日に代理申請人の■■■■氏に話を聞いてきました。申請者の■■■■さんと■■■■さんは親戚関係だそうです。当初、相続については■■■さんが引き継ぐこととなりましたが、親戚皆で話し合い、■■■に住む■■■さんに権利を移し、管理をお願いするということになったのだそうです。農地の移転に当たりまして、町規定の 5 反歩以上の面積をクリアしており、移転後も今までどおり耕作をお願いしながら、農地を維持していきたいと■■■さんが話しているそうです。なお、現地につきましては、地図の添付が無かったため、確認しておりません。現在その農地を借りて耕作しているのは、■■■の■■■■さんだそうです。以上の内容と、耕作者の変わりはないということで、問題はないという風に持ってまいりましたので、総会に報告します。以上です。

議 長 質問がありましたら発言をお願いします。なにかございませんか。

議 長 無いようでしたら、質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。議第 20 号番号 1 から 3 について申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第 20 号番号 1 から 3 について、申請どおり許可することにいたします。

議 長 次に議第 21 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。議第 21 号について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

4 番委員 私から報告いたします。今事務局から報告があったとおり、この土地については2ヶ月、3ヶ月ほど前から申請があったわけですが、前回私と山口委員と、小嶋委員で現地を調査したことがあります。その際、地目は田になっているわけですが、一部農地として使用している形跡があったりして、全て許可するのは問題じゃないかということで保留している中で、一部分を分筆いたしまして、それから申請してはどうかということで、昨日山口委員と確認してきたところ、測量も全部終わって、杭も打ってありました。間違いなく分筆して、面積を600平米にしたか、分筆して測量をしてきたところまで確認してきました。隣接する隣の土地についても、問題ないということで、これについては譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■くんは兄弟で、■■くんの方が兄で、■■くんが結婚して一緒に実家に住んでいるということで、将来的に狭くもなるし、近くに家を新築したい、新築するにしても場所がなかなか良い場所がないということで、この場所しかないということで、申請があったわけです。分筆したりしていろいろありましたけれども、問題ないのではないかと思いますということで報告させていただきます。以上です

議 長 質問がありましたら発言をお願いします。ございませんか。
無いようでございますので、質疑を終結いたします。採決いたします。
議第21号番号1について申請どおり許可妥当の意見を附して県に進達することに異議の無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

異議無いようでございますので、議第21号番号1について、申請どおり許可妥当の意見を附して県に進達することにいたします。

議 長 その他「農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程します。事務局に報告を求めます。

事務局 (報告)

議 長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして、第8回小国町農業委員会総会の全日程を終了いたします。大変ご苦勞様でした。

(午前10時20分)